

# 農業委員会だより



9/5 農業体験塾 とうもろこし収穫



9/19 農作物収穫体験 馬鈴しょ収穫



2/21 忠類ナウマン全道そり大会

### 紙面あんない

農業政策等に関する意見書を提出	2P
農地所有適格法人報告書、農地移動状況	3P
農地賃借料情報	4P
農業者年金情報、年金相談会を開催	5P
農業振興公社からお知らせ	6P
家族経営協定	7P
農地の賃貸借と使用貸借、各種申請	8P

### 編集・発行

幕別町農業委員会

幕別町本町130番地1

TEL 0155-54-6625

忠類支局

幕別町忠類錦町439番地1

TEL 01558-8-2111

# 農業政策等に関する意見書を提出



## I 国等への要請事項

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う農業支援について
- 2 自然災害等による農業被害への支援対策について
- 3 農業農村整備事業の促進について

## II 町への農業施策の要望事項

- 1 担い手・労働力の確保について
- 2 有害鳥獣の駆除対策について
- 3 町民と食・農とのつながり（食育）の推進について
- 4 IT技術などの先進技術の導入推進
- 5 農業委員会関係予算の確保等について



寺林議長に提出したことを報告

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門紙です。全国農業新聞は、農業委員会で購読の申し込みを受け付けています。お電話等でお申し込みください。

- ◆発行日：毎週金曜日
- ◆購読料：月700円（送料、税込）
- ◆発行：全国農業会議所



HPはこちら

HPアドレス ●  
<https://www.nca.or.jp/shinbun/>  
メール ● [gyoumu@nca.or.jp](mailto:gyoumu@nca.or.jp)  
FAX ● 03-3261-5132

決算の後は...

## 農地所有適格法人報告書の提出を！

農地所有適格法人は、農地法で定められている要件を満たした、農地を借りること、買うことができる法人です。

農地所有適格法人は農地法の規定により、毎年「農地所有適格法人報告書」を経営地の所在する全ての農業委員会に提出しなければなりません。

報告書を提出されないと、農地の権利を取得する場合に支障を来たすこととなりますので、必ず提出されるようお願いします。

### 提出する書類

- ・農地所有適格法人報告書
- ・報告する事業年の農業収入額が分かる書類（損益計算書など）

### 【新規に設立または内容に変更があった場合】

- ・定款、株主または組合員名簿の写し

### 提出期限

法人の毎事業年度の終了後3か月以内（例えば決算期が12月末の場合は3月末まで）

### 提出先

- ・農業委員会
- ・農業委員会忠類支局

※ 報告書の様式は、農業委員会にあります。

また、町ホームページからもダウンロードできます。

## 令和2年1月から12月までの農地移動状況

項目		令和2年		平成31年・令和元年		前年比		
区分	移動事由	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	
農地法第3条	所有権の移転	売 買	21	105.47	19	34.54	+2	70.93
		贈 与	7	51.39	7	124.68	±0	-73.29
	賃借権の設定	42	265.46	45	218.95	-3	46.51	
	使用貸借権の設定	29	875.48	16	504.18	+13	371.3	
	地役権の設定	0	0	1	0.05	-1	-0.05	
農地中間管理機構 特例事業(道公社)	買 入	15	159.47	11	75.53	+4	83.94	
	売 渡	19	199.54	25	178.48	-6	21.06	
農用地利用集積計画	所有権の移転	10	39.24	15	41.14	-5	-1.9	
	利用権の設定(賃借権)	91	430.49	110	558.47	-19	-127.98	

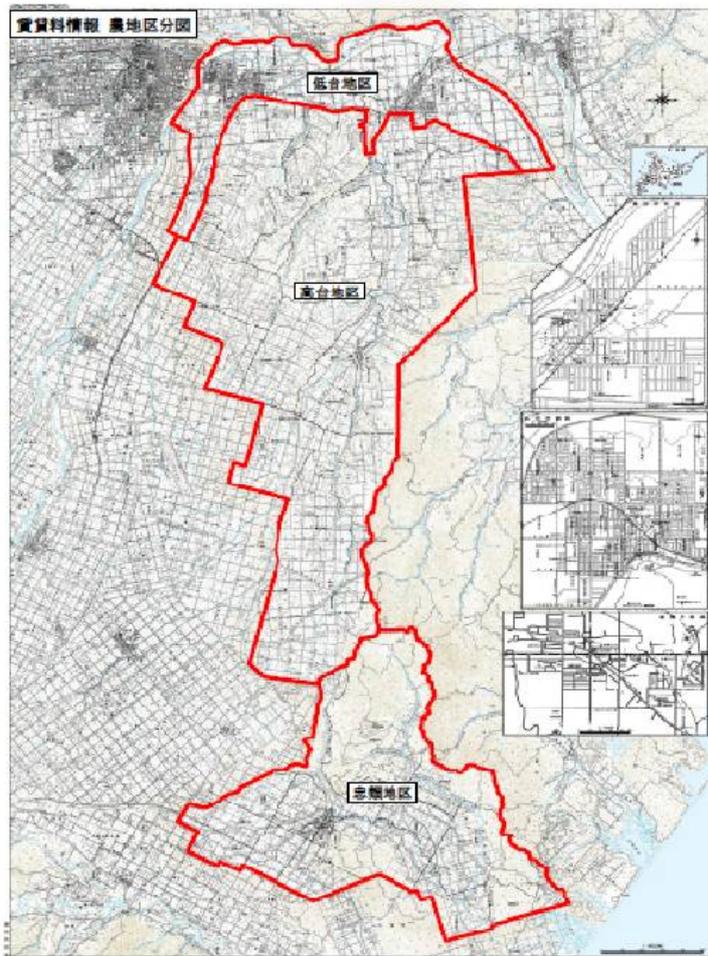
# 令和2年1月～12月分 農地の賃借料情報について

農業委員会では、農地法の規定により農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう、地域の賃借料情報を提供しています。

令和2年1月から12月までに締結された賃貸借契約による賃借料水準（10アール当り）は、次のとおりですので、賃貸借契約を締

結する際の参考にしてください。

なお、平均額の2倍以上の賃借料で締結しようとする、周辺の賃借料を引き上げる恐れがありますことから、農業委員会は指導を行うことになっていきますので、ご注意ください。



## 1 普通畑

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
幕別地区(低台)	8,600(↓)	12,000	4,700	65
幕別地区(高台)	7,800(↑)	12,000	3,500	204
忠類地区	3,800(↑)	5,100	2,600	70

## 2 牧草畑

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
幕別地区(低台)	5,100(→)	7,700	4,000	なし
幕別地区(高台)	3,700(↓)	5,000	3,000	6
忠類地区	2,800(↑)	3,000	2,500	13

※牧草畑：幕別地区(低台)は、事例がないため平成23年の賃借料としています。

○幕別地区（低台）：新川の一部、明野の一部、軍岡の一部、相川、猿別の一部、千住の一部、依田の一部、途別の一部、幕別・札内市街地

○幕別地区（高台）：上記地区と忠類地区を除いた地区

## 「農業者年金説明会及び相談会」を開催

令和2年12月3日に農業者年金受給予定者を対象とした農業者年金説明会及び相談会が開かれ、58歳から64歳までの年金の受給を考えられている10人が参加しました。

説明会は、北海道農業会議農業者年金相談指導員の野澤信義氏を講師に迎え、農業者年金制度の概要、旧年金・新年金それぞれの経営継承の方法や留意点などについて説明を受けました。

また、説明会終了後の個別相談会では、参加者は年金予定額や農地を処分する方法や時期、処分する際の注意点などについて説明を受けました。



### 農業者年金（経営移譲・特例付加）を受給されている方へ

経営移譲により「経営移譲年金（旧制度）」「特例付加年金（新制度）」を受給されている方は、農地の所有に制限が設けられています。

以下に該当する場合は、該当している期間、経営移譲年金または特例付加年金の支給が停止されますので、特に農地の取得や処分などをお考えの際は、必ず事前に農業委員会にご相談ください。

また、支給停止事由に該当する場合は、速やかにお近くのJAで届出をしてください。届出が遅れますと年金が引き続いて支給され、**受け取りすぎた年金を返還**することとなります。

経営移譲年金の支給停止	特例付加年金の支給停止
①農地等を相続したり、買ったり、借りたり、あるいは貸付地の返還などにより、農地の権利名義を取得して農業経営を再開したとき ②農地所有適格法人の組合員または株主となったとき ③特定処分対象農地等（経営移譲時に後継者に賃借した農地）の返還を受けたとき ④特定処分対象農地等を受給権者に返還せず、後継者が使用収益権を移転・設定したとき	①農地等を相続したり、買ったり、借りたり、あるいは貸付地の返還などにより、農地の権利名義を取得して農業経営を再開したとき ②経営継承で譲受後継者へ使用収益権の設定をした農地等または特定農業用施設の返還から1年経過したとき ③経営継承で譲受後継者へ使用収益権の設定をした農地等または特定農業用施設を、転用・転用目的で処分、または受給権者に返還せず、譲受後継者が移転・設定したとき ④経営継承で譲受後継者へ使用収益権の設定をした農地等について返還を受け、農業委員会の利用意向調査を受けたとき

※支給停止の状態が消滅した場合は、届出により再度支給されます。

### 農地の相続税や贈与税の納税猶予を受けられている方へ

相続税や贈与税の納税猶予の適用を受けている農地については、取扱いに制限が設けられています。

次に該当する場合、納税猶予が打ち切れ、納税猶予されていた相続税または贈与税に利子税を加算して納税することとなりますので、ご注意ください。

※不動産取得税の納税猶予を受けている場合についても同様です。

相続税	贈与税
納税猶予期限前に、次に該当する場合	贈与者または後継者が死亡する前に、次に該当する場合
①納税猶予の適用を受けている農地等について、売渡しや貸付け、転用又は耕作の放棄があった場合 ②農業経営を廃した場合 ③継続届出書を提出しなかった場合（3年毎に税務署へ提出が必要です）	
※特定貸付けなど例外となる場合があります。	

# 幕別町農業振興公社からのお知らせ

## 営農支援システム「てん蔵」について

営農支援システム「てん蔵」は、観測された気象データを元に、農業者向けに特化した情報として提供することで、効果的に農作業を支援する Web サービスです。

農業者個人で農作物の生育や病害虫発生の予察ができるほか、きめ細かな天気予報や気象観測データの表示・統計を行うことが可能です。

なお、「てん蔵」の利用には、事前にアカウント登録が必要となりますので、所属の農協にご相談ください。

### 予 察 情 報

予察情報は、1 kmメッシュ単位で対応しており、防除作業に大変有効です。例えば、ジャガイモ疫病発生予測やアブラムシ発生予測は、Web 上で簡単に計算でき、結果を確認できます。

### 営 農 日 誌

作業内容を日記として記録できます。また、JAの生産履歴情報も連携、表示できます。ピンポイントの気象情報も表示されるので、作業内容と天気の後で振り返る際に便利です。

### 気象観測データ

観測所を指定して、特別、日別、月別、年間等の気象観測データ、統計情報等を確認できます。また、各種病害虫発生に関する有効積算温度の算出にも活用できます。

### そ の 他

農協連やJAから農業従事者への各種お知らせ発信機能もあります。また、農業試験場の研究成果を提供しています。



## 農地中間管理事業の借受希望申し出について

農地中間管理事業とは、農地バンクが農地を貸したい農業者等（出し手）から長期に借り入れ、規模拡大や新規参入を希望する担い手（受け手）へ農用地の集積・集約化を進める事業です。

なお、借り受けを希望される場合は、事前に申し出が必要となります。

- 借受希望申出書の提出は、随時受け付けています。
- 借受希望申出書を提出していない場合や借受希望の有効期限が切れている場合は、貸付地が出されたとしても、借り受けを希望することはできませんのでご注意ください。
- 借受け希望の有効期限は、申し出から5年間です。なお、期間満了前には、幕別町農業振興公社から更新のお知らせをいたします。
- 申し出の内容については、農地中間管理機構（北海道農業公社）ホームページ等での公表に同意していただきます。

ご不明な点などは、下記までお問い合わせください。

◆公益財団法人幕別町農業振興公社 電話 0155-57-2711 FAX 0155-57-2716

## ＝ 家族経営協定について ＝

魅力的な農業経営は、家族の話し合いから始まります。夢のある元気な農業経営のために、家族経営協定を結んでみませんか。

### ◇家族経営協定ってなに？

家族経営協定とは、農業経営や生活・将来の目標について家族みんなで話し合い、意欲とやりがいを持って農業を行うためのルールです。締結後は家族みんなで実行し、経営と家族の状況に合わせて定期的に見直しをすることが大切です。

幕別町では現在、後継者の就農や新規就農などをきっかけに経営の目標や役割分担などを話し合い、協定を締結した家族は令和2年12月末現在で42戸となっています。

### ◇制度上のメリットはあるの？

家族経営協定を締結し、経営主とともに経営に参画している配偶者や後継者に対しては認定農業者制度、農業者年金制度などにおいて次のようなメリットがあります。

- ①認定農業者の共同申請ができます。
- ②農業者年金保険料に対して、一定割合の国庫補助が受けられます。

### ◇どんなきっかけで家族経営協定を結んでいるの？

家族経営協定を締結するきっかけや見直すタイミングは、次のような場合があります。



### ◇家族経営協定を結ぶにはどうすればいいの？

家族経営協定を締結する手順は、次のようになります。

#### **ステップ1** お互いの負担や悩みを伝えましょう

- ・自分の現状や、日々どんなことを思っているのか、お互いの気持ちを伝えましょう。

#### **ステップ2** 内容を考えましょう

- ・家事・育児・介護など、現在の仕事の分担度合いについても話し合い、負担の軽減や効率化できるかなどの解決方法を考えてみましょう。

#### **ステップ3** 協定を結びましょう

- ・取り決めを確かなものにするため文書化して、第三者である「ゆとりみらい21推進協議会」などの立会いのもとで協定を結びましょう。

#### **ステップ4** 定期的に見直しましょう

- ・締結された内容が実行されているか、定期的に見直しましょう。また、経営と家族の状況にあわせて、協定を見直すことも大切です。

(次ページに続く)

## ◇協定書を作るにはどうすればいいの？

協定書の作成は、町、JA、農業委員会などで構成する「ゆとりみらい21推進協議会」がお手伝いします。

協定書の雛形などもありますので、新たな締結や締結後の見直しを考えている方は、所属するJAまたは事務局までお気軽にご相談ください。

ゆとりみらい21推進協議会 営農環境対策専門部会事務局（幕別町経済部農林課農政係）  
電話：0155-54-6605 FAX：0155-54-5564 メール：noseikakari@town.makubetsu.lg.jp

## のうち知っ得情報

### 農地の賃貸借と使用貸借～農地法での取扱いの違いは？

農地法第3条の許可を受けて賃貸した農地は、原則、貸付期間が満了しても、自動的に契約は終了せずに法定更新されることとなります。

また、同条の許可を受けた農地の賃貸借では、賃借人が死亡した場合、賃借権は相続人に相続され、賃貸借は継続されることとなります。同様に、賃貸人が死亡した場合も、賃貸人の相続人に権利義務の一切が相続され、賃貸人としての地位が引継がれるので、賃貸借契約は継続されることとなります。

なお、契約を解約し農地の返還を受ける場合には、農地法第18条に基づく解約の許可や許可を要しない合意解約の手續等が必要となります。

一方、使用貸借においては、貸付期間が満了すると、自動的に賃貸人が農地の返還を受けることとなりますが、当該期間を過ぎた後も借主が耕作を続けていると、農地法の手續を経ない貸借となります。

さらに、使用借人が死亡した場合は、使用貸借は終了し、使用借人の相続人に使用貸借が引継がれることはありませんのでご注意ください。

◇広報委員◇  
委員長 高野 英一  
副委員長 小堀 信也  
委員 田村 信夫  
委員 中西 富夫  
委員 橋本 幸男  
委員 山本 浩幸  
委員 小林 昭弥  
委員 高野 範也

### 各種申請は毎月10日までに

農地法に基づく各種許可申請（農地の売買、転用など）や地目の現況証明願いの締切りは、毎月10日（閉庁日の場合は直後の開庁日）となっています。

書類を準備のうえ、農業委員会事務局に申請をしてください。申請書の様式は幕別町のホームページからダウンロードできます。

幕別町のトップページ

→ 右下の町政情報の「幕別町農業委員会」

→ 「○各種様式」をクリック